

『滋賀県長浜北星高等養護学校 いじめ防止基本方針』

次のような場合、いじめと認知し、組織的に対応します。

- ①加害・被害に一定の人的関係がある
- ②心理的または物理的な影響を与える行為がある
- ③生徒が心身の苦痛を感じている

また、

- ①いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- は、重大事態が発生したものとして、教育委員会に報告し、対応にあたります。その際、できるだけ早い段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と交え、適切なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めます。なお、問題に応じて、警察や関係機関等と密接な連携を図ります。

第1 いじめ防止基本方針の策定といじめ対策委員会の設置

(1)いじめ防止基本方針の策定

日常の教育活動を通して、生徒の人権意識・市民性を高め、いじめがおきない学校作りを目指します。また、「子どもの目線」に立っていじめを把握し、子どもの最善の利益の実現のために、適切に、迅速に対処します。このために、組織的に対応するとともに、保護者と連携し、必要に応じて警察や関係機関と連携します。

本校では、いじめの未然防止、早期発見・いじめ事案への対処(以下「事案対処」という。)のあり方、いじめの相談体制、校内研修などについて「学校いじめ防止基本方針」に定めます。

(2)いじめ対策委員会の設置

① 構成員

副校長、教務課主任、生徒課主任、生徒課担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、人権教育担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに助言を求めます。

② 役割

- ・いじめ防止等の取り組みを検証
- ・校内研修の企画、実施、いじめの定義やいじめ防止基本方針の共通理解
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いのある情報があつた場合は、(臨時)いじめ対策委員会を開催
- ・いじめ防止基本方針点検、見直し
- ・重大事態の調査を学校で行う場合には、調査組織の母体となる。
- ・いじめ防止等のとりくみについて、情報発信、啓発

③ (臨時)いじめ対策委員会について

定例の構成員に、該当学年主任、ホームルーム担任、関係の深い教職員を追加
必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、県教育委員会、関係機関に助言を求めます。

- ・いじめの疑いに関する情報の収集と共有、記録
- ・事実関係の把握
- ・被害生徒、加害生徒に対する支援、指導の方針、体制を作成
- ・保護者等と連携

第2 日常的な教育活動を通して

日常的教育活動を通して、生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員としての市民性を身につけるような働きかけを全職員で取り組みます。平素から、積極的に生徒の情報を共有し、ささいな兆候やトラブルを見逃さず、複数の教職員で関わり、生徒の自己指導能力を育てます。

本校では、適切な人間関係を構築すること、またそれを保持することについて、次のような特性がみられる生徒が多く、ていねいな支援と見守りが必要です。

- 相手の状況や表情を読み取ること、相手の言葉の意味や真意をとらえることが難しく、誤解が生じやすい。
- 自分の気持ちや考えを整理し、適切な態度と言葉で伝えることが難しい。
- 感じ方、価値観、考え方は人それぞれ異なること、また、状況によって変化することを理解し、お互いに、適切な距離感を保つことが難しい。
- 学んだことやわかったことを応用し、感情や行動を自分でコントロールすることが難しい。
- SNS 上の情報や会話を適切に受け止め、対応することが難しい。

そこで、

- 自分の気持ちや考えをゆっくりと聞いてもらえる経験を重ね、生徒が安心して生活できる学校にする。適切な援助希求を促す。
- 対話を通して、その場の状況や自分の気持ちや考えを整理し、適切に表現できるようにする。
- 対話を通して、相手の気持ちや考えを理解し、相手を尊重し、適切な関係を保てるようにする。
- お互いが安心・安全に生活するために、ルールの意味を理解し、ルールを守る態度を養う。
- SNS の様々な危険から自身を守る態度を養う。
- 目標を持ち、自身の成長を感じながら、意欲的に学べる学校にする。

などに取り組み、生徒一人ひとりの思いを大切に、安心、安全な学校風土を醸成します。

製品発表会(販売会)や卒業後の進路を見据えた就業体験を実施するなど、生徒自身が社会にとって必要な人材であることを実感できる機会を設けます。長浜北星高校の生徒や教職員との交流を深め、互いに理解を深めるよう努めます。また、学園祭等は、高等養護学校の生徒全員が、主体的に全力で取り組み、成就感や達成感を味わうことができる大切な行事と位置づけます。

第3 いじめの未然防止

(1)いじめの問題を自分のこととして考えさせる

なぜいじめがおきるのかを考えることを通して、自分の感情に気づき、それらを適切に表現する態度を養い、自己理解・他者理解を進めます。

いじめの衝動を発生させる原因として考えられること

- ・心理的ストレスの解消
- ・集団内の異質な者への嫌悪感情
- ・ねたみや嫉妬感情
- ・遊び感覚やふざけ意識
- ・金銭や物を得たいという意識
- ・被害者となることへの回避感情

このような感情がおきた時、どのように表現し、行動すればよいかを、具体的に考えさせます。学校生活全体を通して、互いの感じ方、考え方を認め合い、調整して解決する態度を養います。

(2)学校全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる

学校がいじめられる生徒を「絶対に守る」という意思を示し、教職員への信頼感、学校への安心感

を育みます。また、思いやりの大切さを呼びかける活動、あいさつ運動など、生徒の主体的な取り組みを推進し、生徒集団への信頼感を育みます。「いじめ」を目撃した生徒が、不安や恐れを感じることなく、仲裁したり、相談したりできる雰囲気を作ります。

(3)ルールを守る態度を養う

いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には、身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかけます。生徒心得やいじめ防止基本方針についての理解を深め、ルールやマナーを守る態度を養います。

(4)家庭との連携

いじめの防止に取り組むことの重要性について啓発するとともに、家庭訪問や懇談会、学校 HP などを通じて、家庭との連携を図ります。

第4 いじめの早期発見対応

早期にいじめに気づくために、次のことに取り組みます。

- いじめの態様や特質、原因・背景、いじめを把握した場合の対処のあり方や具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、共通理解を図る。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、生徒の実態や特性の理解を深める。
- 保健室や相談機関等の相談窓口について周知する。
- 生徒の情報、日頃の様子や変化など、積極的に情報を共有する。
- 生徒の表情や教室の雰囲気から、違和感に気づき、いじめの兆候を察知するよう努める。
- 定期的に「学校生活アンケート」や個別懇談を実施する。
- 学校だけでは認知することの難しい SNS を介したいじめについては、保護者等との緊密な連携を図り、学校の気づきと家庭の気づきを重ね合わせる。
- 日常的に生徒に声をかけ、学校生活の様々な場面を通して、生徒の様子把握に努める。

第5 いじめにたいする措置

いじめと思われる言動を認知した場合は、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織で対応します。(臨)いじめ対策委員会で、支援・指導の方針や具体的な方法を考え、全職員の共通理解の下、被害生徒を守り、加害生徒の背景を把握し、毅然とした態度で指導します。保護者等の協力を得て、必要に応じて関係機関と連携します。

(1)いじめの発見・相談を受けた時の対応

ア)暴力・ケンカ・悪ふざけ・いじり・からかいなど、いじめが疑われる行為を発見

被害者に対して	関係者に対して
①安全を確保	行為を制止
②いじめ対策委員会に報告・情報共有・対応協議・記録 認知の判断、県教育委員会に報告	
③聞き取り	聞き取り
④保護者等に報告	

⑤本人・保護者等に意向確認	
⑥	保護者等に報告
⑦	指導
⑧本人・保護者等に報告	
⑨	保護者等に報告、助言
⑩	学 校 全 体 で 支 援 ・ 見 守 り
⑪保護者等へ経過報告	
⑫本人・保護者等に解消確認	

イ)本人・保護者等から、相談があった

被害者に対して	関係者に対して
①話を傾聴 安全確保	
②いじめ対策委員会に報告・情報共有・対応協議・記録 認知の判断、県教育委員会に報告	
③保護者等に報告	
④本人・保護者等に意向確認	
⑤	聞き取り
⑥	保護者等に報告
⑦本人・保護者等に意向確認	
⑧	指導
⑨本人・保護者等に報告	
⑩	保護者等に報告、助言
⑪	学 校 全 体 で 支 援 ・ 見 守 り
⑫保護者等へ経過報告	
⑬本人・保護者等に解消確認	

早期対応にあたっては、次のことに留意します。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

○いじめを受けた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をとる。

○必要に応じて、いじめを行った生徒を別室指導とする等、いじめを受けた生徒等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

○状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・警察官等に協力を依頼する。

ウ)いじめが解消した状態とは

いじめが解消したと思われる場合においても継続した見守り等の支援を行います。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態とします。

- ① いじめが止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安とする)継続していること。
- ② いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害生徒本人および保護者等に対し、面談等により確認できていること。

(2)いじめをおこなった生徒への指導について

いじめを行った生徒が抱える問題等、いじめの背景をアセスメントし、当該生徒の健全な人格の発達を促します。

○孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。当該生徒が安心して、自分の気持ちや考えや行動をふり返ることができるように指導する。

○生徒のプライバシーに十分留意する。

○いじめは人格を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。

○教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、生徒に対して適切に懲戒の指導を行う。

○保護者等と緊密に連携し、協力して指導にあたる。

(3)いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、十分に聴き取りをしたうえで、自分の問題としてとらえさせ、いじめをやめさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持てるよう指導します。

○はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

○学級全体で人権やいじめについて学び、考える場面を設定する等、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、防止に努めようとする態度を育てる。

○全ての生徒が、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

○必要に応じ、学級・学年・学校単位での説明会等を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求める。

○学級の進んだ取り組みを学年や学校全体に広げ、再発防止に努める。

第6 インターネット等によるいじめへの対応

インターネットは匿名で様々な行為をすることが可能であるため、生徒がリアルな生活では行わないような、好ましくない行為や法に触れる行為を行ってしまうことがあります。また、インターネットでは、情報が瞬時に拡散されてしまうため、問題が起きてしまうとすぐに深刻な事態に発展し、完全な解決は難しくなります。不適切な書き込み、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な支援を求めます。

(1)日常的な教育活動を通して

学校生活全体を通して、リアルな生活、人間関係を充実させ、生徒の居場所作りに努めます。

生徒がインターネット問題の対応についての知識を身につけるように働きかけるとともに、インターネットトラブルを生まない環境作りを目指します。加えて、トラブルが発生しても自分たちで解決できる人間関係づくりや相談体制の充実、相談機関の周知を図ります。

スマートフォンを使った SNS での交流では、直接的な攻撃よりも、対象をばかしたり、グループから外したりすることが多くなっています。また、見知らぬ人と交流を持ち、トラブルに発展することも増えてきました。スマートフォンは、「保護者等が子どもに貸しているもの」という認識にたち、家庭でのていねいな見守りと管理が必要であることについて、保護者等への啓発を進めます。

(2) インターネット問題の未然防止

教育活動全体を通して、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を教科横断的に推進します。

○インターネットが広く社会全体につながり、リアルな社会と同じように法律で制御されていることを把握させる。

○法的制裁の対象になっていなくても、道義的に許されないこともあり、マナーを守る態度を養う。

○一人一台端末の利用ルール、SNS 利用ガイドラインを示し、ルールを守る態度を養う。

(3) インターネット等によるいじめの早期発見対応

○教員に対し、インターネット等を通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対応に関する研修を実施し、対応力を高める。

○生徒のインターネット利用実態(内容、時間、インターネットに関する知識等)の変化に気づけるように努める。

○保護者等と連携し、家庭での利用実態と重ね合わせる。

○生徒や保護者等に対し、インターネット等による人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みを周知する。

○保護者等に対して、フィルタリングの徹底や家庭に関わる使用のルールづくりを啓発する。

○SNS 等での好ましくない書き込みややりとり、好ましくない交流を発見した生徒が、自分の問題としてとらえ、誰かに知らせる勇氣を持てるよう指導する。

(4) インターネット等によるいじめに対する措置

いじめと疑われる書き込みを発見した場合、生徒・保護者から相談を受けた場合は、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織で対応します。保護者等の協力を得て、必要に応じて関係機関と連携します。

インターネット等によるいじめについても、他のいじめへの対応と同様に、対応します。

ア) インターネット等によるいじめに関わる留意事項

○書き込み内容等を保存し、正確な事実確認をする。「なりすまし」もあるので、加害者の特定には十分留意する。

○内容を保存した後、拡散を防ぐために削除の措置を依頼する。

○法的な対応が必要な場合は、直ちに警察署に通報して連携し、協力を要請する。

イ) インターネット等によるいじめを行った生徒への指導

いじめを行った生徒が抱える問題等、いじめの背景をアセスメントし、当該生徒の健全な人格の発達を促します。また、インターネットを適切に利用する態度を養います。

○孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。当該生徒が安心して、自分の気持ちや考えや行動をふり返ることができるように指導する。

○インターネットが広く社会全体につながり、リアルな社会と同じように法律で制御されていることを理解させる。

○一人一台端末の利用ルール、SNS 利用ガイドライン、家庭での使用ルールの意味を理解し、ルールを守る態度を養う。

○保護者等と緊密に連携し、協力して指導にあたる。

ウ) いじめが起きた集団への働きかけ

- SNS 等での好ましくない書き込みややりとり、好ましくない交流を発見した生徒が、自分の問題としてとらえ、誰かに知らせる勇気を持てるよう指導する。
- 社会・学校・家庭でのルールを確認し、SNS 上の様々な危険から自身を守る態度を養う。

エ)家庭との連携

生徒は、インターネットを使いこなしているようでいて、危険から自分を守るための理解は十分でなく、トラブルに巻き込まれたり、依存に陥ったりする危険性があります。タブレット端末やスマートフォンは、「保護者等が子どもに貸しているもの」という認識にたち、家庭でのていねいな見守りと管理が必要です。以下のことについて、保護者等への啓発を進め、協力して取り組みます。

- 日常的に、子どもの利用実態を把握すること
- 家庭での使用ルールを作り、保護者等も一緒に守ること
- フィルタリング等子どもに必要な制限を徹底すること
- パスワードは、保護者等自身の個人情報であり、子どもにも公開しないこと
- 家庭でのリアルな生活、家族との対話を充実させること
- 好ましくない書き込みややりとり、好ましくない交流を発見した場合、利用実態や子どもの様子に変かが見られたときには、学校にも知らせ、学校での様子と重ね合わせること
- 重大な事態が生じるおそれのある場合は、直ちに警察に通報すること

第7 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- (1) 校務の効率化
一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務分掌を適正化し、組織体制を整える等して、校務の効率化を図ります。
- (2) 学校評価
いじめの実態把握や適切な対応が促されるよう生徒や地域の状況を十分踏まえた目標を設定し、評価を行い、その結果を公表するとともに改善に取り組みます。
- (3) 基本方針と年間計画の見直し
策定した学校基本方針や年間計画は、PDCAサイクルに基づき毎年度見直します。その際には、生徒・保護者等・学校運営協議会員にも意見を求め、その意見を十分に反映させるよう努めます。
- (4) 基本方針の公開
策定した学校基本方針は、学校のホームページ等で公開します。

付記 この基本方針は、平成 30 年 4 月 1 日より実施します。
令和3年(2021年)10月15日改訂。
令和5年(2023年) 3月22日改訂。
令和7年(2025年) 2月21日改訂